

国民健康保険智頭病院公告第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり一般競争入札について公告する。

令和6年5月10日

国民健康保険智頭病院
事業管理者 葉狩 一樹

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 国民健康保険智頭病院食器洗浄機設備更新及び洗浄室改修工事
- (2) 仕様等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行期間 令和6年5月29日～令和7年3月31日
- (4) 履行場所 国民健康保険智頭病院（鳥取県八頭郡智頭町智頭1875番地）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時までに智頭町の入札参加資格申請の「11 機械器具類 4 厨房機器」に登録されている者のうち鳥取県東部に事業所又は営業所を有している者であること。

3 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年5月29日（水）午前10時00分
- (2) 場 所 智頭町保健医療福祉総合センターほのぼの 2階 会議室2
（鳥取県八頭郡智頭町智頭1875番地）

4 入札保証金及び契約保証金

入札説明書による。

5 入札の無効

入札説明書による。

6 その他

入札説明書による。